

北海道環境審議会について

1 設置根拠

(1)自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項

都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

(2)環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項

都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。



○ 北海道環境審議会条例（平成6年7月8日 北海道条例第34号）第1条

環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として北海道環境審議会を置く。

2 設置の経過（北海道環境審議会条例第2条）

審議会運営の簡素効率化を図るため、平成12年4月に、北海道環境審議会（H6. 8設置）と北海道自然環境保全審議会（S48. 12設置）を統合し、「北海道環境審議会」を設置

3 所掌事項（北海道環境審議会条例第2条）

- (1) 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
（環境基本計画の策定 など）
- (2) 法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
（公共用水域及び地下水の測定計画の作成 など）

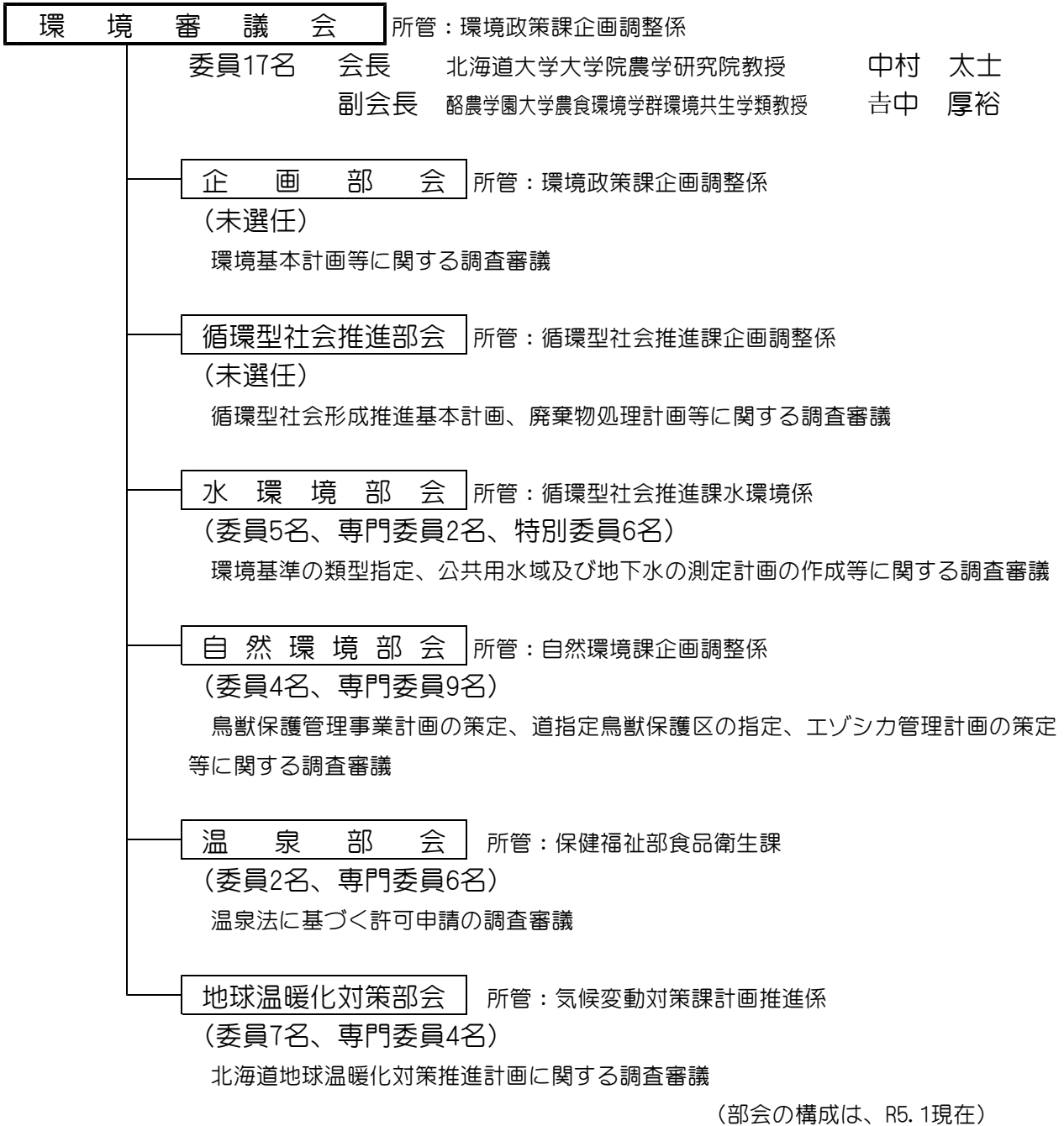
4 組織等

- (1) 委員数 学識経験者など20人以内（任期2年、再任可※任期等の上限あり）
R4年12月現在の委員数は、17名。（任期：R6年12月まで）

※道の基準において、①委員選任時の年齢を満69歳まで、②在任期間を上限9年、と規定
※道の要綱において、審議会等における女性登用率を40%と目標

- (2) 組織 審議会には、必要に応じ部会を置くことができる。
（現在、6部会を設置。[運営要綱第2条第1項]）

部会	～	審議会から付託された事項を審議する場。 会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
専門委員	～	専門事項の調査審議のため、必要がある場合に置く。
特別委員	～	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務を行う委員。関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。



- ・各部会は審議会から付託された事項について審議する。
 - ・指定事項については、審議会の付託があったものとみなし、部会の決議をもって審議会の決議とする。
 - ・各部会に付託された事項については、後日、その結果を審議会に報告する。
- ※指定事項とは、部会で審議する専門事項として審議会が定める事項（31項目）
- ・生活環境に係る環境基準の水域類型の指定、鳥獣保護区の指定及び区域の拡張、指定外来種の指定及び解除、廃棄物処理計画の策定及び変更、地球温暖化対策推進計画の施策の評価 など

北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項について

(平成26年10月23日 最終改正)

北海道環境審議会運営要綱第2条第2項に規定する指定事項は次のとおりとする。

1 水環境部会

(1)環境基本法関係

ア 第16条第2項の規定に基づく生活環境に係る環境基準の水域類型の指定

(2)水質汚濁防止法関係

ア 第3条第3項の規定に基づく排水基準の設定

イ 第16条第1項の規定に基づく測定計画の作成

(3)その他

ア 個別の開発行為が及ぼす水道水源への影響

2 自然環境部会

(1)北海道自然環境等保全条例関係

ア 第14条第9項の規定に基づく道自然環境保全地域の区域の変更

イ 第15条第1項及び第4項の規定に基づく保全計画の案、廃止及び変更

ウ 第22条第1項及び第2項の規定に基づく環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区の指定、指定の解除及び区域の変更

エ 第23条第1項及び第2項の規定に基づく記念保護樹木の指定及び指定の解除

(2)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係

ア 第4条第1項及び第4項の規定に基づく鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更

イ 第7条第1項及び第4条第4項の規定を準用する第7条第8項に基づく第一種特定鳥獣保護計画の策定及び変更

ウ 第7条の2第1項及び第4条第4項の規定を準用する第7条の2第3項に基づく第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更

エ 第12条第2項の規定に基づく狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に係る措置

オ 第14条第2項及び第3項の規定に基づく第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び捕獲の禁止又は制限の解除に係る措置

カ 第28条第1項及び第9項の規定に基づく鳥獣保護区の指定及び区域の拡張

キ 第29条第1項及び第4項の規定に基づく特別保護地区の指定及び区域の拡張又は存続期間の延長

ク 第73条第2項の規定に基づく猟区の維持管理に関する事務の委託

(3)北海道立自然公園条例関係

ア 第4条第1項の規定に基づく道立自然公園の区域の変更

イ 第5条第1項の規定に基づく道立自然公園の公園計画の決定

ウ 第6条第1項の規定に基づく道立自然公園の公園計画の廃止及び変更

(4)北海道動物の愛護及び管理に関する条例関係

ア 第22条の規定に基づく第2条第3号の特定移入動物の指定

(5)北海道生物多様性の保全等に関する条例

ア 第15条第1項及び第4項の規定に基づく生物多様性維持回復事業計画の策定及び変更

- イ 第26条第1項、第9項及び第10項の規定に基づく指定餌付け行為の指定、指定の解除及び変更
- ウ 第31条第5項の規定に基づく外来種基本方針の変更
- エ 第32条第1項及び第9項の規定に基づく指定外来種の指定及び指定の解除
- オ 第41条第5項の規定に基づく希少野生動植物種保護基本方針の変更
- カ 第42条第1項、第2項及び第10項の規定に基づく指定希少野生動植物並びに特定希少野生動植物の指定及び指定の解除
- キ 第65条第1項及び第9項の規定に基づく生息地等保護区の指定及び指定の解除
- ク 第66条第1項及び第2項の規定に基づく管理地区の指定及び指定の解除

3 温泉部会

(1)温泉法関係

- ア 第3条第1項、第4条第1項(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第9条(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第11条第1項又は第12条の規定による処分

4 循環型社会推進部会

(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

- ア 第5条の5第1項及び第3項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定及び変更

5 地球温暖化対策部会

(1)北海道地球温暖化防止対策条例関係

- ア 第10条の規定に基づく地球温暖化対策推進計画の施策の評価

北海道環境審議会自然環境部会の3年間の審議案件について

R4.8.5 【第2回】	<p>【諮問・答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について（指定事項） ・令和4年度エゾシカの可猟区域及び期間について（指定事項） <p>【継続審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道生物多様性保全計画の変更について
R4.6.7 【第1回】	<p>【付託審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道生物多様性保全計画の変更について
R3.11.18 【第3回】	<p>【審議・答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について（指定事項） ・北海道アザラシ管理計画（第3期）の策定について（指定事項） ・北海道ヒグマ管理計画（第2期）の策定について（指定事項） ・北海道エゾシカ管理計画（第6期）の策定について（指定事項）
R3.10.18 【第2回】	<p>【継続審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について（指定事項） ・北海道アザラシ管理計画（第3期）の策定について（指定事項） ・北海道ヒグマ管理計画（第2期）の策定について（指定事項） ・北海道エゾシカ管理計画（第6期）の策定について（指定事項）
R3.7.27 【第1回】	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について（指定事項） ・北海道アザラシ管理計画（第3期）の策定について（指定事項） ・北海道ヒグマ管理計画（第2期）の策定について（指定事項） ・北海道エゾシカ管理計画（第6期）の策定について（指定事項） <p>【諮問・答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（指定事項） ・令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（指定事項）
R3.3.10 【第2回】	<p>【諮問・答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境緑地保護地区の区域の変更について（指定事項） <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全計画の点検・評価等について <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選出及び職務代理者の指名について
R2.7.28 【第1回】	<p>【諮問・答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について（指定事項） ・令和2年度エゾシカの可猟区域及び期間等について（指定事項） ・道立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について（指定事項） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚岸湖の保全による漁業地域振興計画の実施計画について

○R5年度の予定

【部会開催回数】

- ・3～4回

【審議予定事項】

- ・北海道生物多様性保全計画変更について
- ・鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について
- ・エゾシカの可猟区域及び期間について

（参考）

自然環境部会歴代部会長

任期	御氏名
令和2年12月16日～令和4年12月15日	酪農大農食環境学群環境共生学類教授 吉中 厚裕氏
平成30年12月16日～令和2年12月15日	北大大学院農学研究科准教授 愛甲 哲也氏
平成28年12月16日～平成30年12月15日	北海道大学総合博物館教授 大原 昌宏氏
平成22年11月26日～平成28年12月9日	北大北方生フィールド物圏科学センター教授 齋藤 隆氏
平成18年8月2日～平成22年10月6日	（社）北海道自然保護協会会長 佐藤 謙氏
平成16年7月13日～平成18年7月12日	前白老町長 見野 全氏
平成12年6月25日～平成16年6月24日	北海道大学大学院農学研究科教授 浅川昭一郎氏